

参考資料・様式

参考資料一覧

参考資料 1	異常家きんの届出を受けた際の立入検査	参 1
参考資料 2	消毒ポイントの運営	参 3
参考資料 3	発生農場の消毒	参 9
参考資料 4	通行の制限または遮断	参 1 1
参考資料 5	発生農場における評価	参 1 3
参考資料 6	防疫作業の進捗管理および報告	参 1 8
参考資料 7	防疫資材の補充・管理について	参 1 9
参考資料 8	死体等の焼埋却等	参 2 2
参考資料 9	制限の対象と例外	参 3 0
参考資料 1 0	発生状況・清浄性確認検査	参 3 5
参考資料 1 1	疫学関連家きん等の調査	参 3 8
参考資料 1 2	家きんの再導入	参 4 0
参考資料 1 3	農場監視プログラム	参 4 1
参考資料 1 4	制限区域内の小規模家きん飼養者への対応	参 4 4
参考資料 1 5	公示	参 4 7
参考資料 1 6	家畜防疫に関する協力要請団体	参 4 8
参考資料 1 7	採取した検体の輸送に当たっての注意	参 4 9

別記様式一覧

様式 1	異常家さんの届出を受けた際の報告(防疫指針様式 3)	Word
様式 2	高病原性鳥インフルエンザを疑う対応のための事前準備物	Excel
様式 3	異常家さんが所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)	Excel
様式 4	異常家さん症状等に関する報告(防疫指針様式 4-1)	Word
様式 5	異常家さん飼養農場に関する疫学情報等の報告 (防疫指針様式 4-2)	Word
様式 6	病性鑑定依頼書(防疫指針様式 5)	Word
様式 7-1	家畜防疫連絡調整員招集リスト	Excel
様式 7-2	家畜防疫連絡調整員動員リスト	Excel
様式 8-1	プレリリース(疑い事例)	Word
様式 8-2	家畜衛生情報(疑い事例)	PPT
様式 9	告示	Word
様式 10-1	プレリリース(疑似患畜)(防疫指針様式 6)	Word
様式 10-2	家畜衛生情報(疑似患畜)	PPT
様式 11	先遣隊搬入資材一覧	Excel
様式 12	防疫作業従事者リスト	Excel
様式 13	防疫作業へ従事される職員の方へ	PPT
様式 14	と殺指示書(防疫指針様式 7)	Word
様式 15	評価人依頼書	Word
様式 16	家さん評価記録野帳	Excel
様式 17	家さん卵評価記録野帳	Excel
様式 18	汚染物品評価記録野帳	Excel
様式 19	家さん評価書	Excel
様式 20	汚染物品評価書	Excel
様式 21	へい殺畜等手当金交付申請書	Excel
様式 22-1	動物評価意見具申書	Excel
様式 22-2	物品評価意見具申書	Excel
様式 23	調査票	Word
様式 24	手当金交付一覧表	Excel
様式 25	焼却(埋却)報告書	Excel
様式 26-1	防疫資機材管理台帳	Excel
様式 26-2	防疫資機材発注簿	Excel
様式 27	作業日誌	Excel
様式 28	家さん等移動申請書	Word

様式 2 9	制限区域内の制限対象外に関する協議	Word
様式 3 0 - 1	家きん等移動指示書	Excel
様式 3 0 - 2	移動制限除外証明書（防疫指針様式 8）	Word
様式 3 0 - 3	移動制限除外証明書交付一覧	Excel
様式 3 1 - 1	現地確認票	Excel
様式 3 1 - 2	洗卵・消毒等衛生管理確認書	Excel
様式 3 1 - 3	G P センターを経由しない出荷に関する協議	Word
様式 3 1 - 4	販売指示書	Word
様式 3 2 - 1	事業再開のための現地確認表（①食鳥処理場②GP センター③ふ卵場）	Excel
様式 3 2 - 2	再開要件確認書	Word
様式 3 3	制限区域内の制限対象外に関する協議（再開）	Word
様式 3 4	事業再開指示書	Word
様式 3 5	防疫作業進行管理台帳（殺処分）	Excel
様式 3 6	防疫作業進行管理台帳（汚染物品回収）	Excel
様式 3 7	防疫作業進行管理台帳（焼埋却用）	Excel
様式 3 8 - 1	制限区域内家きん飼養者死亡羽数報告様式	Excel
様式 3 8 - 2	小規模家きん飼養者の死亡羽数報告様式	Excel
様式 3 9	防疫措置協議（封じ込め）	Word
様式 4 0	車両消毒確認書	Excel
様式 4 1	車両消毒実施台帳	Excel
様式 4 2	消毒ポイント作業記録	Excel
様式 4 3	作業記録（殺処分）	Excel
様式 4 4	作業記録（汚染物品）	Excel
様式 4 5	作業記録（埋却）	Excel
様式 4 6	作業記録（焼却）	Excel
様式 4 7	防疫資機材輸送伝票	Excel
様式 4 8	家きんの移動禁止指示書	Word
様式 4 9	発生状況・清浄性確認検査チェック表	Excel
様式 5 0	発生状況・清浄性確認検査聞き取り用紙	Excel
様式 5 1	採材野帳	Excel
様式 5 2	疫学関連家きん立入チェック表	Excel
様式 5 3	プレスリリース（防疫措置状況）	Word
様式 5 4	プレスリリース（病性確定）	Word
様式 5 5	プレスリリース（搬出制限解除）	Word
様式 5 6	プレスリリース（移動制限解除）	Word

参考資料 1

異常家きんの届出を受けた際の立入検査

家畜防疫員は、確実な聞き取り調査、臨床検査、病性鑑定材料の採取および病原体の飛散防止に重点を置き、立入検査を実施する。

(1) 出動

本病を疑う通報があった場合、「高病原性鳥インフルエンザ等疑い対応のための事前準備物」(別記様式2)に基づき、立入検査のための資材を準備する。届出時に聞き取りを実施した「異常家きんの届け出を受けた際の報告」(別記様式1)は、コピーを現場に持参し、原本は、家保で保管する。

家畜防疫員3名は、公用車2台で当該農場へ急行する。

その他の家保職員は、初動防疫に必要な資材の確認等を行う。

(2) 立入検査

- 1) 農場周辺に到着後、車両を当該農場の衛生管理区域外に駐車する。家畜防疫員1名は衛生管理区域外で待機し、残り2名は感染防護具(防護服、マスク、ゴーグル、手袋等)を着用し、立入検査を実施する。
- 2) 立入検査は、最初に、死亡羽数の推移、死亡家きんおよび異常家きんの状況を確認し、可能な限り異常家きんを含む家きん群の状況について、デジタルカメラ等で撮影する。
- 3) 異常が認められる家きん舎ごとに、死亡家きんおよび異常家きん(異常家きんがいない場合には生きた家きん)のそれぞれ複数羽(死亡家きんについては1羽以上(5羽に満たない場合は全羽)、生きた家きんについては少なくとも2羽)を対象とした簡易検査を行う。
- 4) 簡易検査は、原則として、1羽につき気管スワブおよびクロアカスワブのそれぞれを1検体として実施することとし、死亡家きんの気管スワブは、気管を開き粘膜を直接こすりとり採材すること。なお、全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検査およびウイルス分離検査用の材料とすること。
- 5) 死亡家きんの検査を優先して実施し、当該検査が陽性となった場合には、生きた家きん等の検査を行う前に、直ちに家保所長に報告する。報告を受けた家保所長は直ちに畜産課へ報告する。
- 6) 畜産課は死亡羽数の推移、死亡家きんおよび異常家きんの状況、撮影した写真ならびに簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告し、対応を協議する。

(3) 検査材料の採取

(2)の6)により動物衛生課に報告した場合には、当該農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明をするとともに、畜産課と動物衛生課との協議に基づき、直ちに検査材料を採取する。

1) 次に掲げるものを検査材料として採取する。その際、家きんの脚に番号を記入し、また、家きんの状態、症状および飼養場所等を記録する。

①簡易検査を実施した死亡家きんの気管およびクロアカスワブ

②臨床症状が認められる家きん（異常個体がない場合には、臨床上異常のない家きん）5羽分の血液

③簡易検査陽性となった死亡家きん3羽（陽性が3羽に満たない場合は陰性の家きん）

2) 1) の①および②の材料は密閉容器に入れ、容器外側を十分に消毒する。①は保冷剤等の入ったクーラーボックスに収容し、②は血清の分離をよくするため保冷せず、寒冷期は湯たんぽ等で加温すること。

3) 1) の③は1羽ずつホルマリン入り容器に入れ密封する。

4) 衛生管理区域外で待機していた家畜防疫員が、採材した検査材料を収容した密閉容器等の外側を消毒し、家保まで搬送する。

5) 家保に検体が到着した後は、別途定める検査マニュアルに従い検査を実施する。

（4） 疫学調査

1) 農場に残った2名の家畜防疫員は引き続き、異常家きんが所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（別記様式3）に基づき、疫学調査等を実施する。

2) 疫学調査等の情報は農場所有のFAXを用いて、家保まで送信する。農場にFAXがない場合は、消毒可能な携帯電話等のカメラで調査票内容を撮影し、家保に送信する。

（5） 飼養状況調査

家きん舎ごとの飼養羽数および週齢を聞き取り家保に伝達するとともに鶏舎の構造の分かる写真を消毒可能な携帯電話等のカメラで撮影し、家保に送信する。

参考資料 2

消毒ポイントの運営

(1) 消毒ポイントの設置

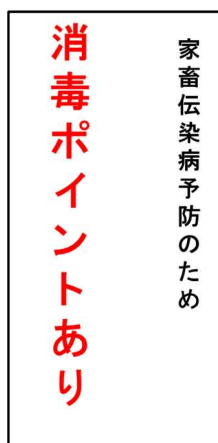
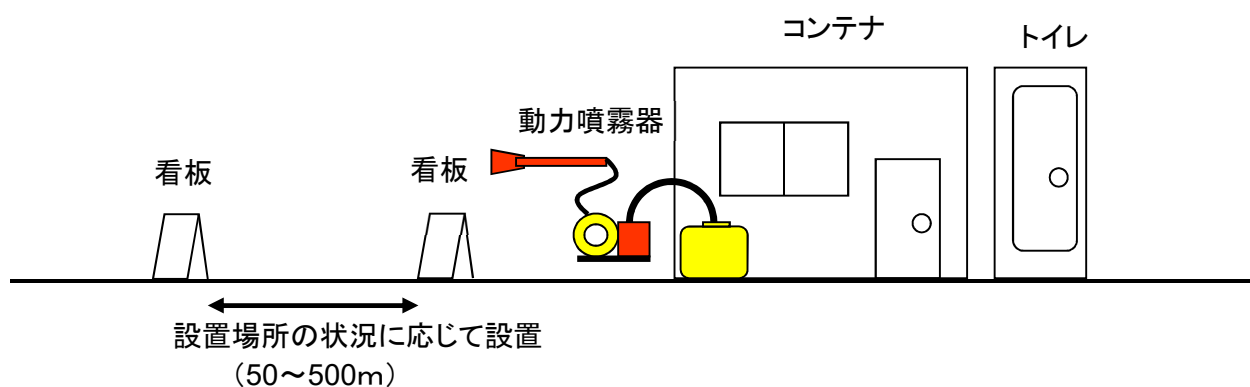
本病の発生確認後、発生農場の周辺、移動制限区域の外側および搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、速やかに消毒ポイントを設置する。

消毒ポイントは、原則として、発生農場周辺（半径 1 km 範囲内）、移動制限区域（半径 3 km^{*}）および搬出制限区域（半径 10 km^{*}）境界の幹線道路沿いに設置し、制限区域を出る畜産関係車両を対象に消毒する。なお、消毒を希望する車両があった場合には、区域に入る場合においても消毒を行うこともある。

消毒ポイントでは、立て看板による表示（予告を含む）を行い、関係者の理解と協力のもとの実施であることを念頭において、車両の消毒を実施する。住民への周知が必要な場合は、別紙「住民の皆様へ」を参考に周知を行う。

※：低病原性の場合は、原則半径 1 km、5 km。

〈消毒ポイントの設置イメージ〉



【出典：農林水産省 HPAI に関する防疫作業マニュアル】

○必要資材

協力団体支部から調達する現地調達品	
コンテナハウス	
仮設トイレ	
発電機	
投光器	
赤コーン、コーンハット、ガードバー	
ガソリン携行缶	
給水車(散水車)	
ストーブ	
台車	
ローリータンク(100～500ℓ)	
長机、椅子	
赤色灯	

県本部調達品	
動力噴霧器	
消毒ポイント看板	*
消毒ポイント予告看板	*
消毒済みスタンプ	*
消毒用アルコール	
消毒薬(逆性石けん等)	
スプレーボトル(アルコール用)	*
誘導灯・単2電池	*
ゴーグル	*
雨合羽(防護服) ※1	*
長靴	*
ゴム手袋	*
簡易マスク	*
紙製ウエス	*
軽油缶、ポンプ	*
灯油缶、ポンプ	*

現地(地域)調達品
ガソリン
軽油
灯油
踏み込み消毒槽
ジョイント人工芝
洗車ブラシ
画版
時計
車両消毒確認書(別記様式40)
車両消毒実施台帳(別記様式41)
消毒ポイント作業記録(別記様式42)
懐中電灯
軍手
筆記用具
スタンプ台(赤)
ポリ袋(90L、黒、厚手)
養生テープ
トイレットペーパー
着火ライター
デジタルカメラ等 ※2

(※1) 作業員に消毒液がかからない
ようにするため

(※2) 設置時記録用

(*) 補充および不足分は現地(地域)
にて調達

消毒ポイント設置の手順

- ① 消毒機材等を準備する。
 - ア 動力噴霧器、ローリータンク
 - イ 消毒薬
注1：消毒ポイント周辺の排水に注意し、消毒薬による汚染に配慮する。
注2：複数の消毒班員が作業を行うことから、消毒薬の希釈作業の記録は消毒ポイント作業記録の備考欄に記載する。
 - ウ 水（消毒薬希釈用）・・・水源が近くにはない場合には、給水車（散水車）等で運搬する。
 - エ 消毒ポイント看板、予告看板
 - オ 発電機、投光器、赤色灯、コンテナハウス等を手配し、現地に搬入設置する。
- ② 動力噴霧器の取扱いや車両等消毒の予行演習を行う。
- ③ 車両消毒の方法等については、動画「車両消毒方法」を参考に手順を確認する。

（2）車両消毒作業

1）班編成

円滑な作業や消毒ポイントの運営等の周知徹底を図るため、現地または地域対策本部要員2～3名により班を編成し、8時間の3交代制を基本とする。警察は、消毒ポイントの警戒活動を行う。

2）消毒対象車両

- ① 家きんの生体等（加工処理体も含む）輸送車
（家きんを入れたプラスチック製のコンテナを輸送）

- ② 畜産飼料輸送トラック

- ③ 家きん卵輸送トラック

- ④ 家きん堆肥運搬車両

- ⑤ その他家きん農場に出入りする畜産関係車両

※ 移動制限区域内を通過するだけの関係車両も含む

※ 制限の対象となっている対象物（生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料・飼料・家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。））を運搬等する車両については、「移動制限除外証明書」（別記様式30-2）および「家きん等の移動指示書」（別記様式30-1）が交付されているため、移動車両のダッシュボードに証明書が掲示されている（参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

※ 走行中の車両（トラック）を目視で畜産関係車両と判断するのは難しいため、県対策本部は、事前にトラック協会、飼料会社、養鶏農家、動物用医薬品等販売業者、種鶏業者、食鳥処理場等に対して消毒ポイントで消毒を受けるよう協力要請する。

3) 作業手順

- ① 現地および地域対策本部指定の場所に集合
- ② 消毒ポイントに移動
- ③ 点呼および作業要領、作業手順の確認（交代の場合は作業状況の引継を行う）
- ④ マスク、手袋、ゴーグル、ゴム長靴、カッパ（防護服での代用も可）を着用。
- ⑤ 消毒の実施

ア 畜産関係車両を消毒ポイントに誘導する。

消毒ポイントを運転者に周知する看板をポイント手前に設置し、消毒ポイントに入ってきた車両を消毒場所に誘導する。

イ 家伝法に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを運転者に説明し、「車両消毒確認書」（別記様式 4 0）に車両ナンバー、車の所有者および運転者の記載を求め、目的地等の確認を行う。車両の外側を消毒している間に、車内で記入することも可とする。

既に、車両消毒確認書を所持している場合は、車両消毒確認書を受け取り、目的地等の確認を行う。

「家さん等の移動指示書」（別記様式 3 0 - 1）および「移動制限除外証明書」（別記様式 3 0 - 2）を交付されている車両について（参考資料 9「制限の対象と例外」参照）、移動指示書のとおり消毒ポイントにて消毒を受けているかの確認を行い、移動指示書を受け取る。

ウ 運転手の了承後、車両の消毒を実施する。

※：消毒は、車両全体と運転者席内部を行う。同乗者がいる場合は、同様に消毒する。

車両外部：タイヤ周りを重点に車両全体を消毒。家さん運搬車は、消毒薬が家さんにかからないよう十分に注意しながら消毒する。

車両内部：運転者の靴底（専用長靴を使用している場合はその長靴）、運転席のマット、ハンドルを消毒する。

靴底：運転者は車両から降りて、踏込消毒槽で靴底を消毒する。専用長靴を使用している場合は、長靴の底を踏込消毒槽で消毒。

マット：運転席のマットを外し動力噴霧器で消毒する。

ハンドル：運転者に紙製ウエスおよびアルコールスプレーを渡し、ハンドル等の消毒を指示する。車両外側の消毒をしている間に、内部の消毒を運転手自身が行う。

エ 消毒の実施後、車両消毒確認書または移動指示書に必要事項を記載し、消毒済の印を押印して運転者に渡すとともに、「車両消毒実施台帳」（別記様式 4 1）に消毒の日時、実施者、車両ナンバー、車両所有者、目的地ま

たは経由地を記録する。

オ 車両消毒確認書は、制限区域が設定されている間、当該車両に搭載し、各消毒ポイントで消毒を受ける毎に記録をするように指導を行う。

⑥ 交代時には、「消毒ポイント作業記録」(別記様式42)に作業状況を記載し、作業内容や状況を、次の班に伝達する。併せて現地または地域総務班総務係に報告する。現地または地域総務班総務係は県防疫総括班にその内容を報告する。

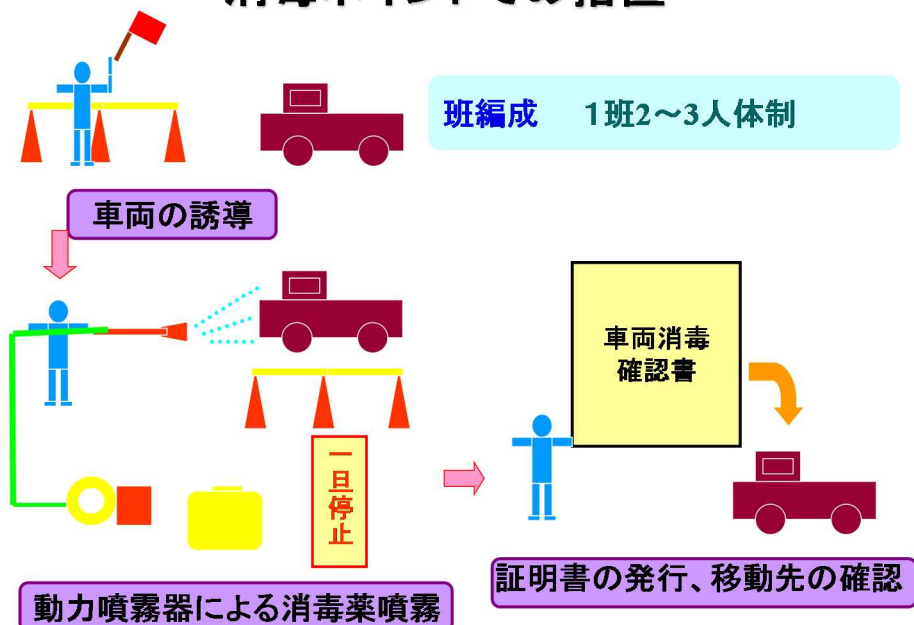
(3) その他

消毒ポイントの運営は、24時間体制での運営を基本とする。

ただし、対象車両が限定されることから、消毒ポイントの設置が周知できた段階で、関係者等と協議し、消毒ポイントの運営時間を調整できるものとする。

また、初動では現地または地域対策本部要員が消毒作業に従事するが、委託契約が済み次第、業者に委託するものとする。

消毒ポイントでの措置



(別紙)

住民の皆様へ

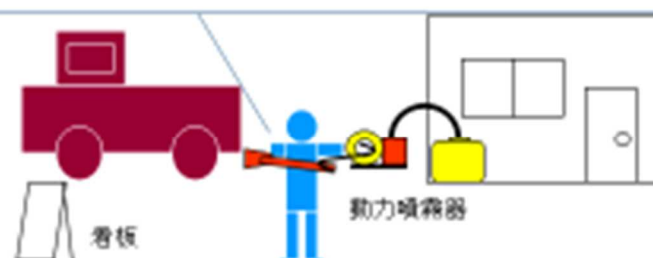
令和〇年〇月〇日

車両消毒ポイントの設置について

- ・〇月〇日に、〇〇市において高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、家畜伝染病予防法に基づき、当該農場において防疫措置を実施しています。
- ・これに伴い、家きんへの本病の感染拡大を防ぐため、畜産関係車両を対象とした車両消毒ポイントを下記のとおり設置します。
- ・この消毒は、家畜伝染病予防法に基づき行うもので、安全かつ適切に作業を行います。
- ・使用する消毒液は、一般的に使用されている逆性せっけんを適切な濃度に希釈して使用するため、周辺環境への影響はありません。
- ・また、車両消毒ポイントに立ち寄る車両から高病原性鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することはありません。
- ・住民の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 消毒ポイント設置場所：〇〇運動公園駐車場
2. 設置期間：令和〇年〇月〇日～〇月

タイヤ周りを中心に、車両全体を動力噴霧器で消毒薬を噴霧します。



連絡先:

- ・我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- ・根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

参考資料 3

発生農場の消毒

発生農場の消毒は、①簡易検査陽性後の緊急消毒、②防疫措置完了前後の消毒に区分して実施する。

(1) 簡易検査陽性後の緊急消毒

1) 消毒対象

- ① 家きん舎外側（発生鶏家きん舎を優先的に行う）
- ② 農場敷地

2) 消毒方法

① 家きん舎外側

家きん舎外側は、逆性石けん（または複合次亜塩素酸系消毒剤）を動力噴霧器で噴霧する。消毒薬は、1，000倍希釈で使用する。

② 農場敷地

農場入口から家きん舎までの敷地に、消石灰を0.5～1.0 kg/m²（20～40 m²/20 kg袋）の割合で散布する（汚染リスクの低い場所から高い場所へ向かって消毒を行う）。住宅街が近い場所では、ブルーシート等で目張りをし、簡易消石灰散布器を利用する等飛散の少ない方法で行うこと。

3) 作業従事者

消毒作業の従事者は、家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地対策本部要員（現地応援隊員を含む）とする。消毒作業は、防疫作業に用いる防護具（別冊1「防護具着脱手順」参照）を身に付けて実施する。

(2) 防疫措置完了前後の消毒

- 1回目：防疫措置完了前（汚染物品回収後）の消毒
- 2回目：防疫措置完了から1週間後の消毒
- 3回目：2回目の消毒から1週間後の消毒

1) 消毒対象

- ① 家きん舎内部および外側
- ② 患畜等に接触、または接触したおそれのある器具、人の衣服等
- ③ 農場内その他施設
- ④ 農場敷地
- ⑤ 防疫作業に使用した重機等

2) 消毒方法

① 家きん舎、器具・衣服等、その他施設

消毒対象物に、逆性石けん（または複合次亜塩素酸系消毒剤）を動力噴霧器で

噴霧する。消毒薬は、1,000倍希釈で使用する。家きん舎およびその他施設については、内部等の清掃作業が完了してから消毒を行う。原則として、上から下、すなわち天井、壁面、床面の順で消毒を行う。配電盤など直接消毒液を噴霧できない箇所は、消毒液を浸した紙タオル等でふき取る。なお、鶏舎内を消毒する際は、ブレーカーを落とし、漏電に注意したうえで消毒作業を実施すること。

② 農場敷地および①の消毒後の鶏舎等の底面

重機等を用いて、家きん舎内の床面等や鶏舎外の下水、排水溝、堆肥場等に消石灰を $0.5 \sim 1.0 \text{ kg/m}^2$ ($20 \sim 40 \text{ m}^2/20 \text{ kg}$ 袋)の割合で散布する。住宅街が近い場所では、ブルーシート等で目張りを行い、簡易消石灰散布器を利用する等飛散の少ない方法で行うこと。

③ 重機等

逆性石けん等で洗浄・消毒する。座席やハンドル、ペダルなどはアルコール等で消毒を行う。

3) 作業従事者

防疫措置完了前の消毒作業（1回目）の従事者は、動員された防疫作業従事者とし、家畜防疫員の指示により作業を行う。2回目、3回目の1週間間隔での消毒作業の従事者は、原則として、家畜防疫員および現地対策本部要員とする。消毒作業は、防疫作業に用いる防護具（別冊1「防護具着脱手順」参照）を着用して実施する。

(3) 参考資料



【ローリータンク等運搬方法】

農場所所有のフォークリフトが使用可能な場合は、農場内でのローリータンクの運搬に有効。

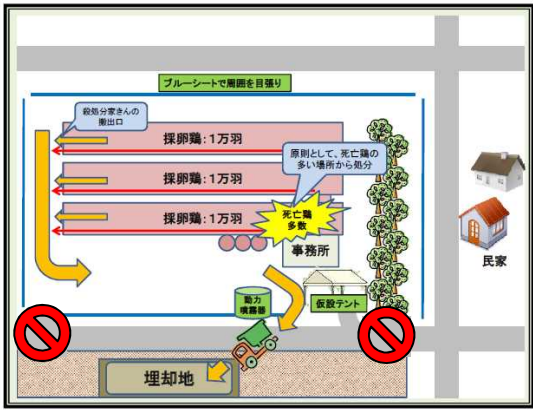
參考資料 4

通行の制限または遮断

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜確認後、速やかに管轄の警察署および市町の協力を得て、家伝法第15条に基づき、発生農場周辺の通行の制限または遮断（以下、「通行の制限等」という。）を行う。

(1) 通行の制限等の範囲

原則として、農場に隣接する道路およびその周辺とする。通行の制限等の場所については、平常時から候補地を検討しておくものとする（図1参照）。



 : 通行の制限等の場所

図1 通行の制限等の例

(出典：農林水産省 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル)

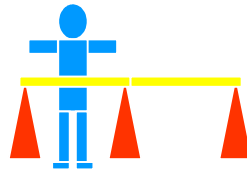
(2) 規制の期間

原則として、家伝法第15条に規定されている72時間とする。72時間を経過した後も継続する必要がある場合には、あらかじめ道路管理者等と協議を行い、必要な通行の制限等が確実に実施できるよう調整する。

(3) 規制の内容

ア 人および物品を含めたすべてのものの移動、搬出ならびに搬入を制限する(図2)。

イ 通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒（蓄圧式消毒器による消毒等）を行ったうえで、これを認める。



通
行
止

高病原性鳥インフルエンザ
発生のため

図 2 通行の制限等のイメージ

(4) 通行の制限等の手続、掲示等の方法（家伝法施行令第5条に基づく）

- ア 県対策本部は、通行の制限等を行う予定場所を管轄する警察署長に、その旨報告する。
- イ 県対策本部は、通行の制限等の予定場所の付近に鉄道もしくは軌道が敷設されているときは、アの報告前に、これらの施設を管理する者に協議を行う。
- ウ 県対策本部は、発生市町に通行の制限等を行う旨を報告し、制限場所の監視を行う職員の派遣を要請する。
- エ 通行の制限等を行うときは、現地対策本部は、発生市町の協力のもと、地元住民に対し、その概要および必要性を説明して十分な理解が得られるように努める。
- オ 現地対策本部は、通行の制限箇所周辺の適当な場所で、その旨および理由の掲示、テープ等による通路等の制限場所の明示、夜間の赤色灯または黄色灯の点灯など、その他の場所との識別が明確に行えるようにする。

(5) 資材

表 1 通行の制限等の場所（1 か所）に必要な資材一覧

資材名	説明等	数量	搬入等
投光器	発電機付	1個	テント基地設営時搬入
赤コーン等	立入禁止テープ含む	2～3組	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
蓄圧式噴霧器		1個	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
誘導灯(指示棒)		1個	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
赤色灯等	誘導灯および投光器での代用も可	1個	テント基地設営時搬入
消毒薬	逆性石けん等	1本	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
通行制限看板	防災用看板等を借用	2～3個	テント基地設営時搬入
椅子		人数分	テント基地設営時搬入
雨合羽		人数分	テント基地設営時搬入

参考資料5

発生農場における評価

(1) 評価人の選定（家伝法第58条第5項）

県対策本部は、下記2）および3）各1名以上を「評価人依頼書」（別記様式15）により選定する。

- 1) 家畜防疫員（家保職員）
- 2) 家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事する者（発生市町職員）
- 3) 地方公務員以外の者で畜産業に経験のある者（養鶏関係団体職員）

(2) 評価に必要な資材

県防疫対応班評価係は、県対策本部が選定した他の評価人と連絡調整し、農場に立ち入る準備を整える。

- 1) 耐水紙で評価調査表を作成
- 2) 必要資材（表1）の積み込み

<表1 評価必要資材>

チェック	品名	チェック	品名
	防護服		筆記用具
	ゴム長靴		ナンバリング札等（荷札）
	防塵マスク		評価調査表（耐水紙）
	薄手手袋		懐中電灯
	厚手手袋		携帯電話
	ヘアキャップ		携帯ケース
	ゴーグル		携帯タッチペン
	デジタルカメラ（防水仕様）		消毒用アルコールスプレー
	クリップボード等		紙製ウェス

(3) 評価対象

下記のものについて、疑似患畜確定時点の評価を行う。

- 1) 家さん
- 2) 家さん卵（種卵を除く）
- 3) 種卵
- 4) 飼料
- 5) 動物用医薬品等
- 6) 堆肥（販売している場合）
- 7) その他畜産資材

(4) 評価作業

評価人は、評価の根拠となる証拠書類（管理台帳、購入伝票、出荷伝票など）の整理および保管について農場へ指示する。

評価人は、原則として、1台の公用車に乗り合わせて速やかに農場に向かい、農場内で行う作業は、防疫作業従者と同様の防護具を着用して行う。

評価の根拠となる証拠書類等を所有者等の立ち会いのもと確認する。なお、証拠写真を撮影する時にはナンバリング札等を一緒に撮影すること。場合によって農場の家畜防疫員等に撮影の協力を要請する。

ア 家きん

所有者に評価羽数の根拠となる購入伝票および管理台帳の提出を求め、「家きん評価記録野帳」（別記様式16）を用いて家きん群（ロット）ごとの飼養羽数と購入時の価格等を確認する。また、疑似患畜確定後、家きんの評価額の算定の参考とするため、家きん舎およびロットごとに代表的な個体について、体型・骨格が分かる写真を撮影する。

なお、実際に焼埋却した羽数と評価羽数が異なった場合は、羽数の多い方を最終羽数として採用する。殺処分した家きんは、別に定める手順に従い、羽数の記録を行うこと。

イ 家きん卵（種卵を除く）

農場内の家きん卵の数量を確認する。また、既に農場から持ち出された家きん卵の数量も確認を行う。

農場内の卵の保管状況、卵のサイズや種類による販売価格の別を畜主に確認し、販売時の伝票を撮影のうえ、農場内および家きん舎内の卵の数量確認方法、記録および撮影方法を決定する。

「家きん卵評価野帳」（別記様式17）を用いて確認し、証拠写真を撮影する。

評価の対象とならない（＝汚染物品ではない）卵

- ・ 病性判定日から遡って7日目の日より前に集卵され区分管理されていたもの
- ・ 農場から持ち出され、GPセンター（液卵加工場を含む）等で既に食用に処理されていたもの

ウ 種卵

農場内の種卵の数量を確認する。また、既に農場から持ち出された種卵の数量も確認を行う。

農場内の卵の保管状況、卵の種類等による販売価格の別を畜主に確認し、販売時の伝票を撮影のうえ、農場内および家きん舎内の卵の数量確認方法、記録および撮影方法を決定する。「家きん卵評価野帳」（別記様式17）を用いて確認し、証拠写真を撮影する。

評価の対象とならない（＝汚染物品ではない） 種卵

- ・ 病性判定日から遡って21日目の日より前に集卵され区分管理されていたもの

エ 飼料

農場内にある下記の数量について、「汚染物品評価野帳」（別記様式18）を用いて確認し、現物および購入に係る伝票の写真を撮影する。ただし飼料タンク内の飼料については回収時に撮影する。（農場責任者に撮影の指示をしておくこと。）

- （ア）飼料タンク内飼料
- （イ）紙袋飼料
- （ウ）その他（飼料添加物等）

オ 動物用医薬品等

商品名、包装単位および数量について、「汚染物品評価野帳」（別記様式18）を用いて記録し、現物および購入に係る伝票の写真を撮影する。

農場に配置してある要冷蔵の動物用医薬品等については、使用期限や開封の有無などを確認し、制限解除までに使用期限が切れる物や開封済みの物は、汚染物品として評価する。商品が未開封で外装が消毒可能な物は、消毒して農場から搬出するため、評価の対象としない。

なお、農場の冷蔵庫は、ウイルスを長期間生存させる危険性があることから、動物用医薬品等を確認した後、電源を切って庫内を消毒液で拭き取り、扉は開けたままにしておく。

カ 堆肥

堆肥（商品として処理されたもの、以下同じ）の数量を、「汚染物品評価記録野帳」（別記様式18）を用いて記録し、現物および価格の分かる伝票や価格表等の写真を撮影する。

キ その他畜産資材

その他畜産資材は、消毒不可能なものは汚染物品として評価対象となるが、消毒可能なものは評価の対象とならない。

作業終了後

評価人は、作成した評価記録野帳および使用した資材等を消毒し、ウイルス拡散防止に細心の注意を払い、農場から持ち出す。なお、消毒できないものは破棄する。

所有者等に対しては、確認を行った証拠書類等を保管するように指示する。

手当金申請のための書類作成

県防疫対応班評価係は、評価人とともに、評価作業で得られた家きん羽数や

汚染物品の種類・数量をもとに手当金申請のための書類を作成する。

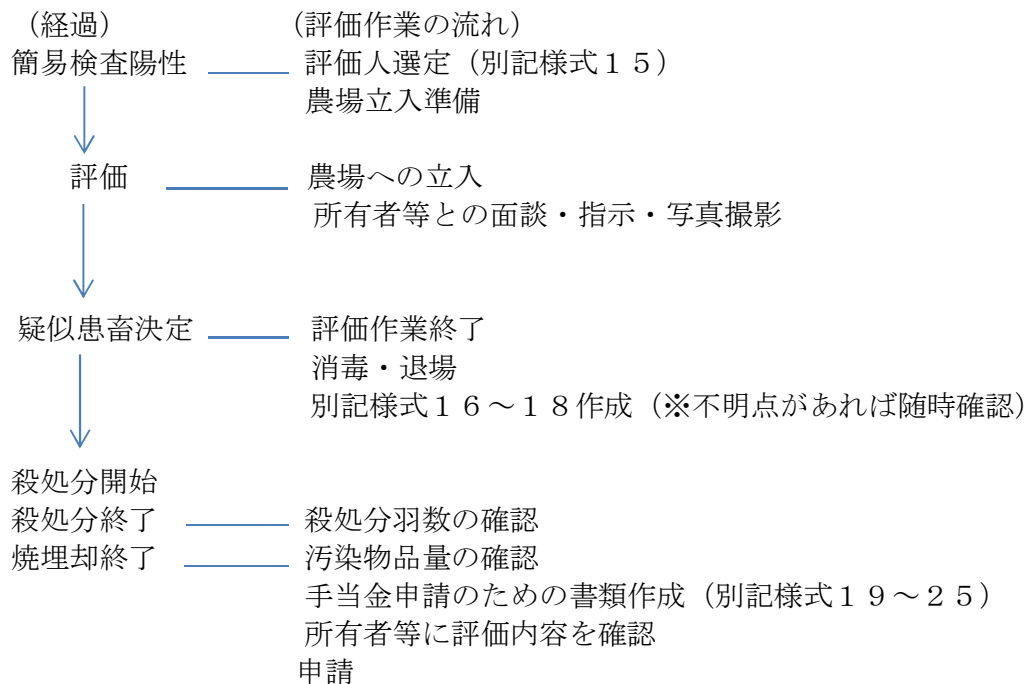
なお、家きんの評価算出には、防疫指針 留意事項 37 別紙 2 を用いることとし、不明な点があれば、随時所有者等に確認を行うこととする。

家きん評価書等の作成後は、所有者等に内容を報告して了承を得るとともに、「へい殺畜等手当金交付申請書」（別記様式 2 1）の申請を依頼する。

交付金申請書等の種類

- ① 家きん評価書（別記様式 1 9）
- ② 汚染物品評価書（別記様式 2 0）
- ③ へい殺畜等手当金交付申請書（別記様式 2 1）
- ④ 動物評価意見具申書（別記様式 2 2 - 1）
- ⑤ 物品評価意見具申書（別記様式 2 2 - 2）
- ⑥ 調査票（別記様式 2 3）
- ⑦ 手当金等交付一覧表（別記様式 2 4）
- ⑧ 焼却（埋却）報告書（別記様式 2 5）

（１） 評価のタイムスケジュール



(参考) 汚染物品の回収方法

(1) 家きん卵 (種卵を含む)

1) 集卵済

焼却処分をする場合は、感染性廃棄物容器に400個単位で入れ、密閉・消毒を行う。埋却処分をする場合は、一定数量(100個単位)をポリ袋に入れ、フレコンバッグに投入(6, 400個:約400kg)し、埋却場所まで輸送する。

2) 家きん舎内

- ① 集卵ベルトを用いて搬出し、1)と同様に処分を行う。
- ② 集卵ベルトのない農場では、疑似患畜決定後に手集卵を行い搬出し、1)と同様に処分を行う。

(2) 飼料

1) 飼料タンク内飼料:フレコンバッグに一定量(1m³のフレコンバッグに充満し、1,000kg相当とする。)を入れて回収し、埋却、もしくは排せつ物に混ぜて発酵消毒を行う。

2) 紙袋飼料:埋却、もしくは排せつ物に混ぜて発酵消毒を行う。

3) 家きん舎内残飼:フレコンバックに投入後埋却、もしくは排せつ物に混ぜて発酵消毒を行う。

(3) その他

1) 堆肥:埋却、もしくは家きん舎内で封じ込めたうえで発酵消毒を行う。

2) 畜産資材等:消毒不可能なものは、埋却もしくは焼却を行う。



【代表的な個体の写真撮影】



【家きん舎内家きん卵の回収】

防疫作業の進捗管理および報告

(1) 発生農場内および焼埋却地における作業進捗管理と報告

家畜防疫員は、防疫作業従事者のうち記録係（焼埋却地においては現地防疫対応班焼埋却係）に対して作業進捗の記録を指示する。記録係は、作業記録（別記様式 4 3～4 6）により、発生農場内および焼埋却地の作業進捗状況を記録する。

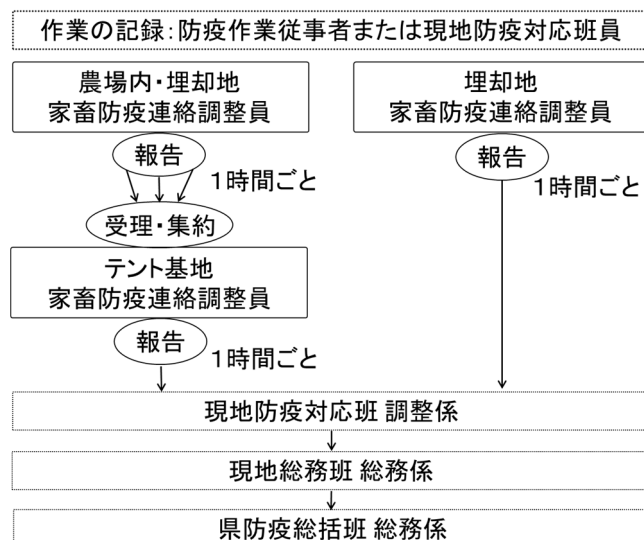
農場内（埋却地を含む）の家畜防疫連絡調整員は、1 時間ごとにテント基地の家畜防疫連絡調整員に進捗状況を報告する。

焼却地の家畜防疫連絡調整員は、1 時間ごとに現地防疫対応班調整係に進捗状況を報告する。

(2) テント基地からの報告

- 1) テント基地の家畜防疫連絡調整員は、1 時間ごとに農場内の家畜防疫連絡調整員から作業進捗状況の報告を受け、防疫作業進行管理台帳（別記様式 3 5～3 7）に記録する。
- 2) テント基地の家畜防疫連絡調整員は、1 時間ごとに現地防疫対応班調整係に進捗状況を報告する。なお、焼却地の進捗状況は、焼却地の家畜防疫連絡調整員が、1 時間ごとに現地防疫対応班調整係に報告する。
- 3) 現地防疫対応班調整係は現地総務班総務係に進捗状況を報告する。
- 4) 現地総務班総務係は県防疫総括班総務係に進捗状況を報告する。

<作業進捗状況の報告経路>



防疫資材の補充・管理について

(1) 防疫資材とは

殺処分などの防疫措置に必要となる資機材のことを防疫資材といい、調達方法により、備蓄品と緊急調達品に区分し、防疫措置の規模によりその必要量は決定される。

備蓄品は、家保が県内最大規模の農場での発生を想定し、初動防疫および防疫作業開始から24時間までに必要として備蓄する主要な防疫資材をいう。

緊急調達品は、疑い事例の発生後に小売店や協定等締結先から調達する資材のことをいう。

(2) 防疫資材の輸送

家保本所、北西部支所および農業技術振興センターの備蓄倉庫に保管している備蓄品や各地域防災拠点から借用する「徐行」や「通行止」等の道路立て看板などを、トラック等で発生農場、集合場所、現地対策本部等に緊急輸送する。

なお、初動防疫として農場緊急消毒等に使用する防疫資材については、原則として、家保が輸送するものとし、それ以外の防疫資材については、協定を締結している団体等に輸送を依頼するものとする。ただし、集合場所等の位置等によっては、公用車での輸送も含め、臨機応変に対応する。

資材の輸送の際は、輸送元において輸送便ごとに「防疫資材輸送伝票」(別記様式47)を作成し、資材に添付する。

(3) テント基地、焼埋却地、集合場所および消毒ポイントの設営に必要な緊急調達品の手配

現地防疫対応班調整係は、テント基地、焼埋却地、集合場所および消毒ポイントを設営するために必要な施設管理者との調整を進めるとともに緊急調達品を手配する。現地防疫対応班テント基地係、焼埋却係、集合場所係および現地総務班消毒ポイント係は現地にて設営に取りかかる。

地域防疫対応班は、消毒ポイントを設営するために必要な施設管理者との調整を進めるとともに協力団体支部へ依頼する緊急調達品を現地防疫対応班調整係へ報告する。地域総務班消毒ポイント係は消毒ポイント候補地にて設営に取りかかる。

（４）防疫措置に必要な緊急調達品の手配

県防疫総括班資材管理係は、県対策本部が立ち上がった後、防疫措置に必要な炭酸ガスボンベ等の緊急調達品を手配し、その内容を現地防疫対応班調整係および県防疫対応班総務係に連絡する。

（５）防疫資材の管理

現地防疫対応班テント基地係、焼埋却係、集合場所係は、家畜防疫連絡調整員と連携し、防疫資材の管理をするため、「防疫資材管理台帳」（別記様式２６－１）を用いて在庫管理を行う。

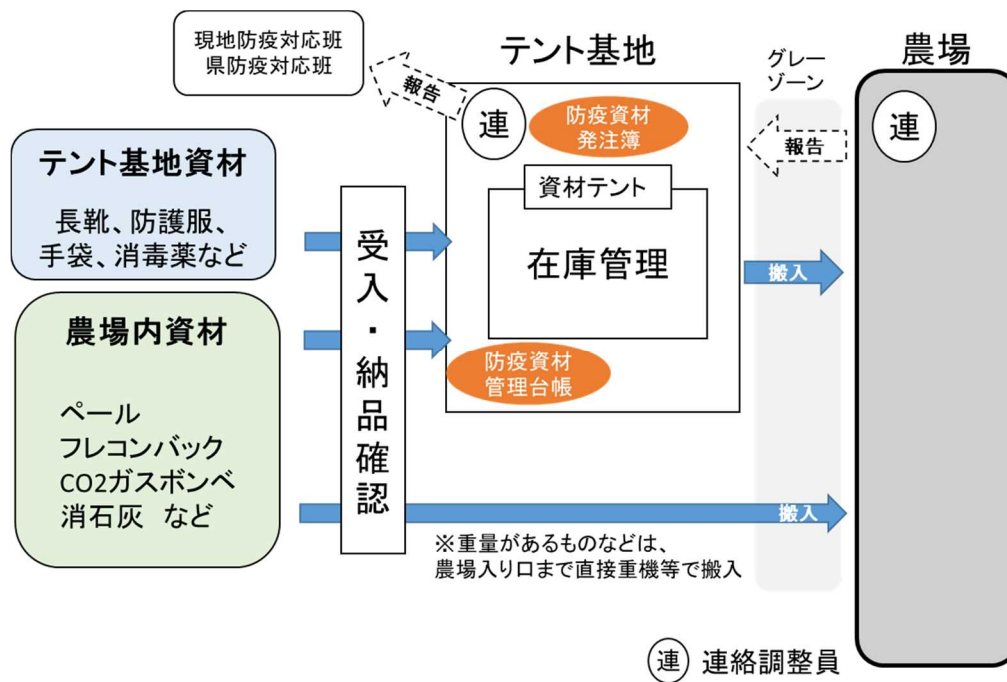
農場内（埋却地を含む）の家畜防疫連絡調整員は、不足品について、テント基地の家畜防疫連絡調整員に報告する。テント基地、焼却地、集合場所の家畜防疫連絡調整員、現地および地域総務班消毒ポイント係は、資材の不足品について、現地防疫対応班調整係または県防疫対応班（家保）に報告し、防疫資材発注簿（別記様式２６－２）に記録する。

現地防疫対応班調整係は必要な資機材を調達し、速やかな調達が困難な場合および県対策本部にて調達すべき資機材については県防疫総括班資材管理係へ調達を要請する。

（６）防疫資材の保管

農場内で使用する資材とテント基地内で使用する資材は区分し、資材ごとにまとめて配置する。資材テント内に保管できない防疫資材は、資材テント外に保管場所を確保し、必要に応じてブルーシートで覆う。農場内で使用する防疫資材のうち、重機等で農場への搬入が可能な場合には、納入数の確認後に直接搬入を行い、農場入り口で保管する。

【テント基地での資材搬入方法】



【資材テント内での配置例】

資材テント内

長靴	防護服	手袋	ゴーグル
消毒薬 パコマ アルコール	ゴミ袋 フレコンバック ペール	テープ 筆記用具など 消耗品	紙製ウェス うがい用品

死体等の焼埋却等

- (1) 死体等の処分は、原則として、家畜防疫員の指示のもと、焼却または発生農場もしくはその周辺において埋却を行うこととする。これが困難な場合は、県対策本部が動物衛生課との協議のうえ、化製処理または発酵処理による消毒を行う。

なお、発酵処理による消毒を行う場合は、農林水産省作成「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」の《発酵処理による消毒》を参照すること。

焼却または埋却の場所の選定に当たっては、当該農場の所有者および関係者と十分協議し、埋却の場合は、埋却地の法的規制の有無、土質、地下水および水源との関係等について、関係機関と協議する。

- (2) やむを得ず、焼却または埋却のために死体等を農場から移動させる必要がある場合には、県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、次の措置を講ずる。

- 1) 原則として、密閉車両または密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床および側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- 2) 積み込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- 3) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- 4) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- 5) 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止または制限の対象外となっていることを証明する書類（別記様式 30-2）を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- 6) 死体等を処理する場所まで家畜防疫員または家畜防疫員の指示を受けた者が同行する。
- 7) 運搬後は、車両および資材を直ちに消毒する。
- 8) 移動経過を記録し、保管する。

- (3) 死体等の処理の完了について

- 1) 密閉容器を用いた焼却処理による処分をする場合

農場内のすべての死体等を密閉容器に入れ終えた時点で、動物衛生課と協議し、承認を得れば、死体等の処理が完了したとみなすことができる。

2) 発酵処理による消毒処分をする場合

病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点で、動物衛生課と協議し、承認を得れば、死体等の処理が完了したとみなすことができる。

～焼却処理の場合（化製処理の場合、焼却を化製に読替え）～

焼却処理を行う場合の注意事項等は次のとおりとする。

焼却施設の構造設備等は施設ごとに異なるため、使用する施設に応じた防疫作業を行う。

（１） チーム編成と役割分担

焼却地での作業を行うため、以下のチームを編成する。

- ・ 家畜防疫員 １～２名：焼却地の防疫作業指揮
- ・ 家畜防疫連絡調整員 １名：連絡調整、資機材管理、家畜防疫員の補助、記録の作成
- ・ 焼却地運営員（現地対策本部要員） ２名程度：焼却地全般に係る運営管理、記録の作成
- ・ 重機オペレーター（協力団体職員）使用重機分の人数：積み降ろし作業等
- ・ 焼却地班員（防疫作業従事者） １０～２０名程度：焼却作業

（２） 施設選定における注意事項

処理施設の処理能力のほか、死体等を詰めたペール等の置場の有無およびその一時保管能力、搬入口、施設内移動通路、ペール等の重量・大きさ制限等を確認する。

＜主な確認事項＞

- １） 作業計画、資材・機材の種類・数量および保管場所
- ２） 重機の配置、死体等の運搬経路、搬出入の動線
- ３） 作業の安全確保上の留意事項
- ４） まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
- ５） 緊急時の連絡先を含めた事故等の起きた際の対応

（３） 作業における注意事項

- １） 運搬車両から投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ２） 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ３） 死体等を詰めたペール等の搬入・処理数量を管理する。
- ４） 死体等の焼却または化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- ５） 焼却が完了し、設備および資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

～埋却処理の場合～

(1) チーム編成と役割分担

埋却地での作業を行うため、以下のチームを編成する。

- ・ 家畜防疫員 1 ～ 2 名：埋却地の防疫作業指揮
- ・ 埋却地運営員（現地対策本部要員） 2 名程度：埋却地全般に係る運営管理、記録の作成
- ・ 重機オペレーター（協力団体職員）使用重機分の人数：掘削・埋却作業
- ・ 埋却地班（防疫作業従事者） 10 名程度：掘削・埋却作業
- ・ 家畜防疫連絡調整員 1 名（埋却地が農場外の場合のみ）：連絡調整、資機材管理、家畜防疫員の補助、記録の作成

※埋却地運営員は測量等の専門知識を有する者が含まれることが望ましい。

(2) 埋却溝の掘削位置の決定

1) 埋却溝の大きさを決定する。

①埋却溝の底面積を決める

- ・ 成鶏 100 羽当たり必要な底面積：0.178 m²
- ・ 埋却溝底面積（①m²）＝飼養羽数/100×0.178 m²

②底幅 4 m を基本とし、埋却溝底面の長さを決める。

- ・ ①m² ÷ 4 m = ②m

③法面 1.1m を基本とし、埋却溝地表面積を決める。

- ・ 地表面積：地表面幅 6.2m × 地表面長（② + 1.1m × 2） = ③m²

④掘削土置き場および作業スペース等を含め、埋却地全体の必要面積を決定する。

- ・ 掘削土置き場：埋却溝地表面積の 2 倍以上を目安とする。
- ・ 作業スペース幅：7 m 以上を確保する。

⑤現地確認および測量により埋却溝の掘削位置を決定する。

(3) 打ち合わせおよび掘削作業開始

1) 本部テント等の設置および工程打ち合わせ

- ① 発生農場と共通のテント基地を使用できない場合は、埋却地用のテント基地を設置する。
- ② 県防疫対応班、現地対策本部、市町、オペレーター等による掘削工事等工程打合せ

を行う。

＜主な確認事項＞

- ア 作業計画、資材・機材の種類・数量および保管場所
- イ 埋却溝の掘削位置、重機の配置、掘削土置場、死体等搬入の動線
- ウ 作業の安全確保上の留意事項
- エ まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
- オ 緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応
- カ 詳細な天気予報

※ 埋却作業の進捗は、天候によって大きく左右されるため、作業前に天候に関する情報を確認しておくこと。

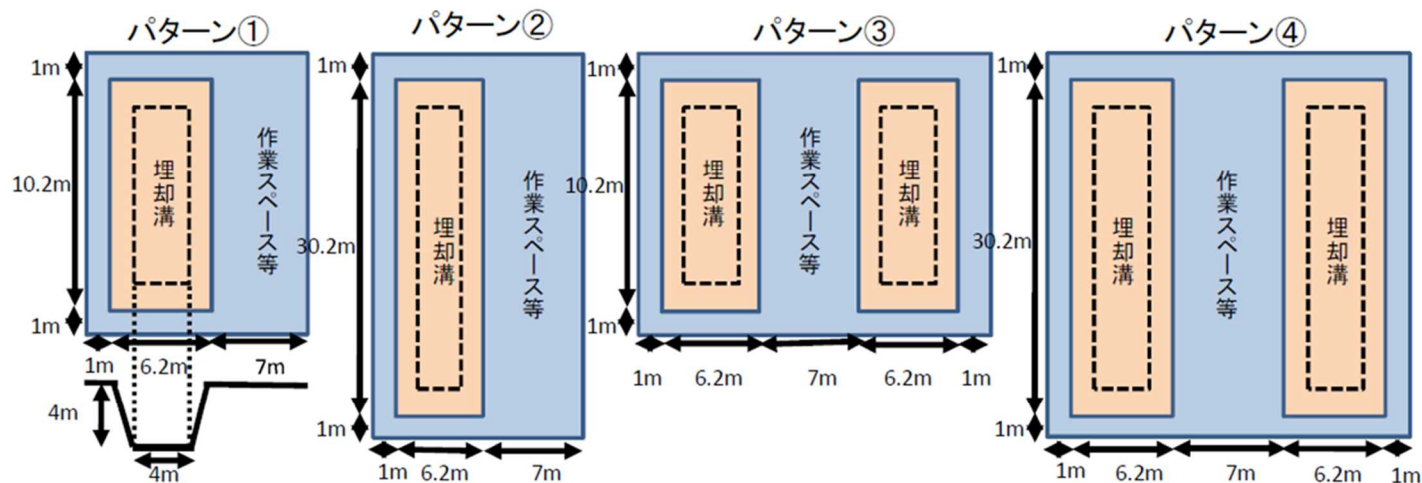
③ 重機を搬入する。

- ア 掘削作業用油圧ショベル（バックホー） 2台
（※バケットサイズ0.8 m³級であれば、1日当たり、底幅4 m、深さ4 m、長さ10 mの穴を15本程度掘削可能）
- イ 埋却併用油圧ショベル（バックホー） 2台
- ウ 整地用ブルドーザー 1台
- エ 運搬作業用トラック（4～8 t） 2～4台
- オ 投光機（夜間作業用） 4台程度
- カ 作業用鉄板（必要に応じて準備）

2) 掘削作業開始

- ① 掘削場所に人が入らないようにトラロープ、立入禁止テープ等で表示をする。
- ② 埋却溝掘削の障害となる樹木や草を伐採する。
- ③ 安全を確保し、掘削作業を開始する。
- ④ 埋却地周辺で作業を行う者は、必ずヘルメットを着用すること。

家きんの埋却に必要な標準的な面積



畜 種	埋 却 溝							
	①底面積(4m×8m)の埋却溝を1本掘る場合の必要総面積		②底面積(4m×28m)の埋却溝を1本掘る場合の必要総面積		③底面積(4m×8m)の埋却溝を2本掘る場合の必要総面積		④底面積(4m×28m)の埋却溝を2本掘る場合の必要総面積	
	12.2m×14.2m	173.2㎡	32.2m×14.2m	457.2㎡	12.2m×21.4m	261.1㎡	32.2m×21.4m	689.1㎡
	埋却可能羽数	必要面積 (㎡/100羽)	埋却可能羽数	必要面積 (㎡/100羽)	埋却可能羽数	必要面積 (㎡/100羽)	埋却可能羽数	必要面積 (㎡/100羽)
成鶏 ※ (体重 1.8kg)	18,000羽	0.96	63,000羽	0.73	36,000羽	0.73	126,000羽	0.55

※ 採卵鶏の育成鶏(150日齢未満)は成鶏の1/2として取扱う。ブロイラーの場合は、全飼養鶏の平均体重が成鶏と同程度であるため、すべてを成鶏として扱うが、個々の経営における平均的な体重を考慮することも可能。

○埋却可能羽数の計算例(パターン①の場合)

埋却溝の底面積 4m×8m=32㎡(周囲1.1mは法面)

成鶏100羽当たりの必要な底面積 0.178㎡/100羽



埋却可能羽数 $32\text{㎡} \div 0.178\text{㎡}/100\text{羽} \approx 18,000\text{羽}$

100羽当たりの必要面積 $(12.2\text{m} \times 14.2\text{m}) \div 18,000\text{羽} \times 100\text{羽} \approx 0.96\text{㎡}$

図3 家きんの埋却に必要な標準的な面積(出典:農林水産省 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル)

(4) 埋却作業開始

1) 埋却前準備

- ① 埋却投入前に埋却溝の写真撮影する。
- ② 埋却溝底に消石灰を散布する(散布の目安 $1 \text{ kg} / \text{m}^2$)。必要に応じて、ブルーシート等を敷く。

※ ブルーシート等を敷く場合は、強風等によりシート張り作業が難航することから、工事用土嚢を準備し、仮止め等に使う。また、シート類は上端部をロープで木杭に固定し、フレコンバッグ埋却の際の落下防止を行う。

2) 埋却作業

- ① 油圧ショベル(バックホー)を使い、フレコンバッグ(1 t)のトラックからの積み降しや埋却地への埋設作業を行う。必要に応じてベルトスリング等を利用する。
- ② フレコンバッグを敷設する。
- ③ フレコンバッグ投入完了後、重機を用いて表面に消石灰を散布する($1 \text{ kg} / \text{m}^2$)。
- ④ 土を埋め戻して1 m以上覆土(できれば2 m以上が望ましい)する。ブルーシート等を設置した場合は、固定用の木杭ロープを外し、共にブルーシート等でフレコンバッグを覆ったうえ、で覆土を進める。
- ⑤ 覆土終了後、埋却地の周辺部も含めて消石灰を散布する。この時、埋め戻した土の上には重機等を乗り入れない。なお、消石灰散布時には、農作物が植えられている周辺のは場に飛散しないように注意する。
- ⑥ 立て看板の設置

埋却完了後、病名(高病原性鳥インフルエンザ等)、家畜の種類、埋却年月日、発掘禁止期間(3年)を記載した立て看板を設置する。

(立て看板の告知内容)

告

当地は、家畜伝染病予防法第24条の規定に基づき、下記のとおり発掘を禁じます。

【病名】 高病原性鳥インフルエンザ

【家畜の種類】 ○

【埋却年月日】 令和 年 月 日

【発掘禁止期間】 上記埋却年月日から3年間

令和 年 月 日

滋賀県家畜保健衛生所

3) 撤収作業

バイオセキュリティに注意しながら撤収作業を進める。

- ① 埋却地用のテント基地等を撤去し、重機等は洗浄・消毒したうえ搬出する。その際には、運転席の足元マットも洗浄・消毒するとともに、重機オペレーターが着衣した防護具等も廃棄する。
- ② 作業者は、全身消毒を行ったうえ、テント基地のグレーゾーンで脱衣を行う
- ③ 脱衣した防護具等は感染性廃棄物容器等に詰め込んで廃棄する。

参考資料 9

制限の対象と例外

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、制限区域内では対象となる物の移動等が制限され、家きん集合施設の開催等についても制限される。これらの制限については条件を満たせば国との協議のうえ、制限の対象外とすることができる（防疫指針第9の5、第10の4）。

表1. 移動および搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	生きた家きん (農場→食鳥処理場)	家きん卵 (農場→GPセンター等)	種卵 (農場→ふ卵場)
移動制限区域	移動制限区域	△(1)	△(2)	△(3)
	搬出制限区域	×	△(2)	△(3)
	制限区域外	×	△(2)	△(3)
搬出制限区域	移動制限区域	△(5)	△(5)	△(5)
	搬出制限区域	○	○	○
	制限区域外	△(5)	△(5)	△(5)
制限区域外	移動制限区域	△(6)	△(6)	△(6)
	搬出制限区域	○	○	○
	制限区域外	○	○	○
出荷元	出荷先	ひな (移動制限区域内の種卵に 由来するもの) (ふ卵場→農場)	ひな (移動制限区域外の種卵に 由来するもの) (ふ卵場→農場)	
移動制限区域	移動制限区域	△(3)	△(4)	
	搬出制限区域	△(3)	△(4)	
	制限区域外	△(3)	△(4)	
搬出制限区域	移動制限区域	△(3)	△(5)	
	搬出制限区域	△(3)	○	
	制限区域外	△(3)	△(5)	
制限区域外	移動制限区域	△(3)	△(6)	
	搬出制限区域	△(3)	○	
	制限区域外	△(3)	○	

○：条件なしで移動可能 △：条件付きで移動可能 ×：移動不可
(数字は防疫指針第9の5の(1)～(6)に対応)

(1) 制限の対象（防疫指針第9の4）

次のものについては、移動制限区域が設定されている間は区域内の移動を制限する。また、搬出制限区域が設定されている間は区域内からの搬出を制限する。

- ア 生きた家きん
- イ 家きん卵（ただし、G Pセンター等で既に処理されたものを除く。）
- ウ 家きんの死体
- エ 家きんの排せつ物等
- オ 敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

1) 対象外措置のための協議（防疫指針第9の5の（1）から（9））

制限の対象外の措置が必要な場合は、以下による協議を実施する。

① 申請書の提出

表1の△にあたる移動をさせようとする者は、「家きん等移動申請書」（別記様式28）に、移動ルート等を示した書類を添付して、県防疫対応班移動規制係に申請する。

② 家畜防疫員による確認

①により申請を受理した県防疫対応班移動規制係は、防疫指針第9の5に基づく「移動の制限の対象外」の要件を確認する。要件を満たすことを確認した場合は、「家きん等移動申請書」（別記様式28）、確認内容、移動ルート等を記載した書類の写しを県防疫総務班総務係へ提出する。

なお、要件の確認において、以下の場合は農場への立入調査を行う。

農場の対象区域	制限の対象	立入調査
移動制限区域内	家きん、家きん卵、初生ひな	必要
搬出制限区域内	家きん、家きん卵、初生ひな	必要に応じて
すべての制限区域内	家きんの死体、排せつ物、敷料、飼料等	必要

③ 国への協議

県防疫総務班総務係は、県防疫対応班移動規制係から提出のあった必要書類を確認のうえ、「移動対象外協議」（別記様式29）により動物衛生課と制限対象外に関する協議を行う。

④ 交付

③により、動物衛生課から妥当との回答が得られた場合は、県防疫対応班移動規制係は「家きん等の移動指示書」（別記様式30-1）および「移動制限除外証明書」（別記様式30-2）を申請者あて交付する。交付した証明書の交付番号は「移動制限除外証明書交付一覧」（別記様式30-3）に記載して管理する。
交付にあたっては、移動車両のダッシュボードに移動制限除外証明書を掲示するとともに、移動指示書に示された方法により移動するよう指示する。

2) 制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンター等を経由しない出荷（防疫指針第9の5の（2）関連。留意事項40）

制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンターを経由しない直販所等での販売については、以下による協議を実施する。

① 家畜防疫員による確認

県防疫対応班移動規制係は、「制限の対象外協議のための洗卵・消毒等衛生管理確認表」（別記様式31-1）により当該農場の確認を行う。適正と認めた場合は「洗卵・消毒等衛生管理確認書」（別記様式31-2）を作成し、写しを県防疫総務班に提出する。

なお、当該農場が移動制限区域内の発生状況調査の対象農場であった場合、発生状況調査実施時に上記の確認を行う。

② 国への協議

県防疫総務班総務係は、県防疫対応班移動規制係から提出のあった必要書類を確認のうえ、「別記様式31-3」により動物衛生課とGPセンターを経由しない出荷について協議を実施する。

③ 指示書の発行

②により動物衛生課から承認の回答が得られた場合、県防疫対応班移動規制係は当該農場に対し、「当該施設の家きん卵（種卵を除く。）の直売所等での販売指示書」（別記様式31-4）により販売を指示する。

（2）家きん集合施設の開催等の制限（防疫指針第10）

1) 制限の対象

① 移動制限区域内の制限

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。なお、移動制限区域内の制限の対象となる業務は防疫指針第10の【留意事項45】の業務とする。

- ・ 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）における食鳥処理
- ・ GPセンター等
- ・ ふ卵場
- ・ 品評会等の家きんを集合させる催物

② 搬出制限区域内の制限

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

③汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、当該ふ卵場が再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となるすべての種卵の隔離または処分が完了した場合、動物衛生課の承認により、種卵の受入れの停止および初生ひなの出荷一時停止を解除することができるものとする。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、臨床検査およびふ卵場の死ごもり卵・初生ひなを対象に行う簡易検査に準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課の承認により、出荷することができるものとする。

2) 対象外措置のための協議（防疫指針第10の4の（1）～（3））

1) の②の移動制限区域内の食鳥処理場（食品加工場を除く。）、GPセンター等、ふ卵場について、防疫指針第10の4に基づき、制限の対象外の措置が必要な場合は、以下による協議を実施する。

①家畜防疫員による確認

県防疫対応班移動規制係は、「事業再開のための現地確認表」（別記様式32-1①から③）により当該施設の確認を行う。要件を満たすことを確認した場合は、「再開要件確認書」（別記様式32-2）を作成し、写しを県防疫総務班総務係に提出する。

なお、対象となる食鳥処理場が移動制限区域内の発生状況調査の対象農場の併設食鳥処理場等の場合、発生状況調査時に上記により再開要件の確認を実施する。単独食鳥処理場等については、農場併設事例と同様に立入調査を実施し、当該施設の再開要件を確認することとする。

②国との協議

県防疫総務班総務係は、県防疫対応班移動規制係から提出のあった必要書類を確認のうえ、「別記様式33」により動物衛生課と事業再開の協議を実施する。

③指示書の発行

動物衛生課から妥当との回答が得られた場合、県防疫対応班移動規制係は当該施設に対し、「移動制限区域内における当該施設での事業再開指示書」（別記様式34）により事業再開を指示する。

引き続き、動物衛生課との協議に関する回答に基づき、（1）の1）により移動

対象外措置のための協議を行う。

【参考】



※：移動制限区域内の生きた家きんは、搬出制限区域および制限区域外へ移動することはできない。

発生状況・清浄性確認検査

- 発生状況確認検査

県防疫対応班は患畜または疑似患畜の決定後、原則として、24時間以内に、移動制限区域内（低病原性の場合は制限区域内）の家きんを100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）飼養する農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査および血清抗体検査を実施する。

- 清浄性確認検査

県防疫対応班は制限区域内における清浄性を確認するため、発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、発生状況確認検査と同様の検査を行う。

（1） 事前準備

1） 対象農家への連絡

検査対象農家には、患畜または疑似患畜の決定後、速やかに立入検査日時と必ず農場で待機しているように連絡を行う。

2） 管轄市町への連絡

検査対象農場への立入検査日時が確定した後、管轄市町に同行依頼の連絡を行い、集合場所や時間、公用車の手配等を協議する。

3） 資材の準備

検査対象農場毎に、必要資材（別記様式49）、聞き取り用紙（別記様式50）および採材野帳（別記様式51）を準備する。原則として、1出動1農場とするが、2農場以上を巡回する必要がある場合は、必ず家保もしくは中継地点（市町役場等）にて消毒および資材の積替えを行った後、立入りを行う。

（2） 立入検査

立入検査は、家畜防疫員と市町職員で実施する。

1） 農場到着から退場までの注意事項

① 農場到着時の注意事項

ア 必ず検査対象農場かどうかの確認を行う。

イ 車を衛生管理区域内に入れない。

ウ 農家の承諾無く、勝手に家きん舎内に入らない。所有者等が不在の場合には、あらかじめ準備された巡回調査表の連絡先に電話し、問い合わせる。

② 農場入場時の注意事項

ア 農場の外で防護服、ゴーグル、マスク、手袋、長靴（ブーツカバー着用。以下同じ。）を着用する。次に、消毒液を作製する。希釈する水が家きん舎等の建物の中にあるときは、所有者等にバケツ等で水を汲

んでもらうこと。作製した消毒液およびアルコールスプレーを衛生管理区域境界に置いておく。

- イ 農場に設置してある踏込消毒槽等または作製した消毒液で、長靴を消毒した後、農場に入る。
- ウ 農家には高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、当該農場が移動制限区域内（低病原性の場合は制限区域内）に入っており、生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、家きんの排せつ物等の移動等が制限されていることを説明する。また、制限対象の移動等を行うには、制限の対象外のための動物衛生課との協議が必要であり、勝手に移動等できないことを指導する（参考資料9「制限の対象と例外」参照）。
- エ 「発生状況・清浄性確認検査聞き取り用紙」（別記様式50）を用いて、飼養状況、異常家きんの有無等について、確認を行う。
- オ 関連農場の有無を確認し、発生農場と関連があれば、県防疫対応班に連絡する。

③ 農場退場時の注意事項

- ア 採取した検体を入れた輸送コンテナ等の外側をアルコール消毒する。
- イ 防護具の外側から全身をアルコール消毒する。
- ウ ブーツカバー着用状態の長靴を消毒し、ブーツカバーを外す。
- エ 防護具の脱衣は、「衛生管理区域外」にて行う。
- オ まず、防護服を中表になるように脱ぎ、その中にゴーグル、マスク、手袋等を入れ、チャックをすることにより封をし、小さくまとめてビニール袋に入れ、ビニール袋の外側をアルコール消毒して持ち帰る。
- カ 手指をアルコール消毒する。
- キ 検体等が入った輸送コンテナ等をビニール袋で包み、外側をアルコール消毒する。
- ク 車体を噴霧器で消毒する。
- ケ 長靴を消毒する。
- コ バケツおよび噴霧器自体も消毒する。
- サ 手指をアルコール消毒する。

2) 検査および採材方法

① 臨床検査

原則として、観察は、家きん舎出入口等の外側から、入念に行う。

② ウイルス分離検査および血清抗体検査

ア 検査材料

- ・ 気管スワブ、クロアカスワブ

家きん舎毎に、5羽（うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷

等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。) とする。) から採材する。

- ・血液

家きん舎毎に、生きた家きん 5 羽から採材する。

イ 捕鳥、保定

捕鳥は農場従業員、保定は同行市町職員に依頼し、採材する場所は、原則として、家きん舎の外側出入口付近で行う。

ウ 採材

- ・気管スワブ、クロアカスワブ（氷冷輸送）

綿棒を用いて、気管スワブおよびクロアカスワブを採取し、気管とクロアカ別にそれぞれ 5 羽分のスワブをまとめて、P B S（抗生物質含む）入りチューブに投入し、プールする。

- ・血液（常温輸送）

注射器を用いて各個体約 2 m l を採血し、真空採血管に入れる。

（補足）

発生状況確認検査の対象農場において、制限の対象外措置のための協議（参考資料 9）に必要な要件の確認がある場合は、併せて実施すること。

疫学関連家きん等の調査

通報のあった農場に緊急立入を実施した家畜防疫員は、当該農場における家きん、人、物および車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問、その他高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等を伝播する可能性のある事項について、幅広く調査を行う。その調査結果をもって、県対策本部は、ウイルスに汚染されたおそれのある家きん（以下「疫学関連家きん」という。）を特定し、動物衛生課と協議のうえ、家伝法第32条第1項に基づき移動を禁止する。

（１） 疫学関連家きん

１） 高病原性鳥インフルエンザの場合

疫学調査の結果、次の①から③までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったもの。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん
- ② 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん
- ③ 疑似患畜（防疫指針第5の2の（1）の②のオおよびカ）が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物または車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物または車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議のうえ、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

２） 低病原性鳥インフルエンザの場合

疫学調査の結果、次の①から③までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったもの。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん
- ② 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん
- ③ 疑似患畜（防疫指針第5の2の（2）の②のキおよびク）が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物または車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物または車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議のうえ、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

（２） 疫学関連家きん飼養農場への立入検査および指導

疫学関連家きん飼養農場への立入検査および指導は以下のとおりとする。

当該農場への立入検査における農場到着時、および入退場時の注意事項は、参考資

料 10「発生状況・清浄性確認検査」、必要資材等は、別記様式 52 のとおりとする。

1) 疫学関連家きんと判明時点

農場に立ち入りを実施し、臨床検査を実施する。立入調査は、「発生状況・清浄性確認検査聞き取り用紙」(別記様式 50)を用いる。また、家伝法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指導する。

2) 患畜または疑似患畜との接触後（または疫学関連家きんと判定後）14 日経過時点

農場に再度立ち入りを実施し、臨床検査および**簡易検査**（低病原性の場合は、**血清抗体検査**）を実施する。

立入調査には、疫学関連家きん判明後の聞き取り内容のコピーおよび、発生状況・清浄性確認検査で使用する「採材野帳」(別記様式 51)を用いる。

(3) 検査および採材方法

検査および採材方法は、参考資料 10「発生状況・清浄性確認検査」のとおりとする。なお、疫学関連家きんを対象とした簡易検査等の検体数は当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに 5 羽とする。

1) 高病原性鳥インフルエンザの場合は、臨床検査および簡易検査（気管スワブ、クロアスワブを採材し、簡易キット内の使用説明書の方法で検査）を実施する。

2) 低病原性鳥インフルエンザの場合は、臨床検査および血清抗体検査を実施する。

(4) 疫学関連農場における移動制限

疫学関連家きんは、動物衛生課との協議のうえ、移動を禁止する。疫学関連家きん以外については、動物衛生課と協議のうえ、対象物および移動制限期間を決定する。

疫学関連家きんの移動制限の解除については、原則として、患畜または疑似患畜との接触後 14 日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議のうえ、解除することができる。

家きんの再導入（農場再開検査：防疫指針第 1 4）

県は、家きんの再導入を予定する農場を対象に、動物衛生課と協議のうえ、次のとおり対応する。

（1） 家きんの再導入に関する検査

家畜防疫員は、家きんの再導入を予定する農場内のすべての家きん舎を対象に、以下の検査を実施する。なお、農場内の消毒を防疫措置終了後 1 週間間隔で 3 回以上（防疫措置終了時の消毒を含む。）実施しており、農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることとする。

- 1) 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査
- 2) 清浄性確認のため導入した家きん（以下「モニター家きん」という。）の臨床検査、ウイルス分離検査および血清抗体検査
- 3) 移動制限解除後、少なくとも 3 カ月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

（2） モニター家きん

家畜防疫員は、（1）の 1）の検査の結果がすべて陰性であることを確認した後に、以下のモニター家きんを配置し、必要な検査を実施する。

- 1) 1 家きん舎あたりモニター家きんを、原則として、30 羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2) 家保は、モニター家きんを導入した日から 14 日後に、すべての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査および血清抗体検査を実施する。

※ なお、2）の検査の結果が仮に陽性となったとしても、本病の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を殺処分し、農場の洗浄、消毒を再び実施し、（1）の 1）の検査から再度実施する。

（3） 家きんの再導入に関する注意事項

県は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。

農場監視プログラム（防疫指針第15）

（1）適用

- ① 高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜とは判定されなかったが、H5またはH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、この農場監視プログラムを適用する。
具体的には、県が実施するモニタリング検査や清浄性確認検査等において、ウイルスが分離されずに抗体のみ陽性となった場合が該当する。
- ② 農場監視プログラムの適用開始時において、飼養されているすべての家きんが処理された場合、または後述の「清浄性の確認のための検査」の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議のうえ、適用を終了する。

（2）農場監視プログラム

① 移動制限

適用農場においては、家伝法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

- ア 生きた家きん
- イ 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- ウ 家きんの死体
- エ 家きんの排せつ物等
- オ 敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

② 制限の対象外

ア 敷料等の移動

敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議のうえ、これらを焼却し、埋却し、または消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。この場合、移動時に以下の措置を講ずる。

- （ア） 原則として、密閉車両または密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床および側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
- （イ） 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- （ウ） 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- （エ） 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- （オ） 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- （カ） 移動時には、家伝法第32条第1項の禁止または制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

- (キ) 運搬後は、車両および資材を直ちに消毒する。
- (ク) 移動経過を記録し、保管する。

イ 家きん卵（種卵を含む）の出荷

動物衛生課と協議の上、G Pセンター等、ふ卵場および検査等施設に他の農場等を経由しないで出荷することができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、以下の要件のいずれにも該当すること。

- (ア) ふ卵器に入れる前およびふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること。
- (イ) 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵や死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと。

ウ 家きんの出荷

モニター家きんを対象とする（４）の①の検査により全て陰性を確認している場合には、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に、以下の措置を講ずる。

- (ア) 食鳥処理をする当日に移動させる。
- (イ) 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
- (ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (エ) 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。
- (オ) 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。
- (カ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (キ) 運搬後は、車両および資材を直ちに消毒する。
- (ク) 移動経過を記録し、保管する。

（３）周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径 5 k m 以内の区域にある農場について、適用農場での抗体陽性の確認後、原則として 2 4 時間以内に、遺伝子検査および血清抗体検査を行う。

（４）清浄性の確認のための検査

① モニター家きんの検査

適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、すべての家きん舎を対象に、1 家きん舎当たり 3 0 羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう配置する。

モニター家きんを配置した日から 1 4 日後および 2 8 日後に、適用農場におけるすべての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査および血清抗体検査を行う。

② モニター家きん検査開始前の検査

家保は、最初のモニター家きんの検査を実施するまでに、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査および血清抗体検査を実施する。

(5) 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、以下の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

- ① 適用農場のすべての家きん舎において、モニター家きんを対象とする(4)の①の検査によりすべて陰性を確認していること。
- ② 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

(6) 疫学調査

① 調査の実施方法

県は農場監視プログラムの適用の開始後、適用農場の抗体陽性の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人(獣医師、農場指導員等家きんに接触する者、地方公共団体職員等)および車両(家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物および堆肥運搬車両等)の出入りに関する疫学情報を収集する。

② 検査

①の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査および血清抗体検査を行う。

制限区域内の小規模家きん飼養者への対応

発生農場を中心として、半径 3 k m（低病原性の場合は 1 k m）以内の区域を移動制限区域、半径 1 0 k m（低病原性の場合は 5 k m）以内の区域を搬出制限区域と設定し、以下の対応を行う。また、認定小規模食鳥処理施設で発生した場合は、施設を中心とした半径 1 k m 以内を移動制限区域として設定する。

高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜が確定した場合、制限区域内の小規模家きん飼養者に対して移動や搬出の制限および死亡羽数等の報告が課せられる。

現地および地域対策本部は、市町を通じ、下記の内容を P 参 4 8 別紙 1 により対象の家きん飼養者に対し周知し、別記様式 3 8 により死亡羽数報告をとりまとめる。

（1）移動制限区域内の家きん飼養者

家きん卵、家きんおよび排泄物等の移動を禁止する。

1） 制限区域内における制限等

原則として、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動を禁止する（参考資料 9 「制限の対象と例外」 参照）。

2） 指導内容

家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。

農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。

家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。

家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等に効果のある消毒薬を用いて消毒すること。（参 P 4 6 別紙 1 参照）

3） 制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば動物衛生課との協議のうえ、制限の対象外とすることができる（参考資料 9 「制限の対象と例外」 参照）。

4） 家伝法第 5 2 条に基づく死亡羽数報告徴求等

移動制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告する。

（ア） 同一の家きん舎内において、1 日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

（イ） 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性

鳥インフルエンザ等ウイルス等の感染家きんが呈する症状を確認した場合。

- (ウ) 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く）。またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

(2) 搬出制限区域内の家きん飼養者

1) 制限区域内における制限等

原則として、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の搬出制限区域からの搬出を禁止する（参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

2) 制限の対象外に関すること

制限については条件を満たせば動物衛生課との協議のうえ、制限の対象外とすることができる（参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

3) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求等

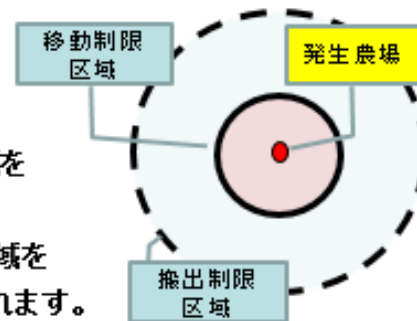
搬出制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合（移動制限区域内と同様の異常）には、直ちにその旨を報告する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告する。

小規模家さん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)を飼養されているみなさまへ

近隣で鳥インフルエンザが発生したら！

◆発生農場を中心として、

- 半径3km(低病原性の場合は1km)以内の区域を移動制限区域(家さん等の移動を禁止)
- 半径10km(低病原性の場合は5km)以内の区域を搬出制限区域(家さん等の搬出を禁止)と設定されます。



◆移動制限区域内に入ったら

- (1)飼養されている家さんや、その卵、および排せつ物等の移動はしないでください。
- (2)飼養されている家さん舎(鳥小屋・ケージなど)へ部外者を近づけないでください。
- (3)家さん舎の出入口や周辺、飼養されている敷地の外縁部について、消石灰等を散布(0.5～1.0kg/m²)して消毒してください。
- (4)家さん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等に効果のある消毒薬(逆性せっけんを1000倍希釈するなど)を用いて消毒してください。
- (5)毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告してください。
 - (ア)同一の家さん舎内において、1日の家さんの死亡率が過去3週間における平均の家さんの死亡率の2倍以上となっている場合。
 - (イ)家さんに鶏冠(トサカ)、肉垂(鳥の顎や頬のあたりに垂れ下がる肉質の塊)等のチアノーゼ(皮膚や粘膜が青黒くなること)、元氣消失、産卵しなくなるなどの症状が認められる。
 - (ウ)5羽以上の家さんが、まとまって死亡していたり、うずくまっていることを発見した場合。
- (6)毎日、当日の死亡羽数を報告してください(移動制限区域の解除の日まで)。

◆搬出制限区域内に入ったら

- (1)飼養されている家さんやその卵、および排せつ物等を搬出制限区域から外に運び出さないでください。
- (2)移動制限区域内での対応と同様に、毎日の健康観察を徹底と、異常を発見した場合の報告を直に行ってください。
- (3)毎日、当日の死亡羽数を報告してください(移動制限区域の解除の日まで)。

- ◆ 移動制限区域は、発生農場の防疫措置(殺処分、死体の処理、汚染物品の処理、家さん舎等の消毒)完了後、周辺農場の清浄性確認検査によりウイルスの存在が否定され、21日経過すると解除されます。
- ◆ 搬出制限区域は、発生農場の防疫措置完了後、周辺農場の清浄性確認検査によりウイルスの存在が否定されと解除されます。

公示

県防疫総括班は、家畜伝染病予防法および家畜伝染病予防法施行細則に基づき、公示を行う。(別記様式9 参照)

【根拠法令】

家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）

第13条（患畜等の届出義務）

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示するとともに当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年8月1日滋賀県規則第30号）

第3条 知事は、法第32条第1項の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、一定種類の家畜、その死体または家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品の一定区域内での移動、県内への移入または県外への移出を禁止し、または制限する。

2 前項の規定による禁止もしくは制限またはこれらの解除は、知事が公示して行う。

第4条 知事は、法第33条（家畜集合施設の開催等の制限）の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催またはと畜場もしくは化製場の事業を停止し、または制限する。

2 前項の規定による停止もしくは制限またはこれらの解除は、知事が公示して行う。

第5条 知事は、法第34条（放牧等の制限）の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、一定種類の家畜の放牧、種付け、と畜場以外の場所におけると殺またはふ卵を停止し、または制限する。

2 前項の規定による停止もしくは制限またはこれらの解除は、知事が公示して行う。

参考資料 16

家畜防疫に関する協力要請団体

県対策本部防疫総括班は、下記団体・企業本部へ発生等の報告と協力要請を行うとともに、現地および地域対策本部と団体・企業支部との連絡調整を行う。

団体名	協力内容	本部所在地
一般社団法人滋賀県建設業協会	重機、運搬車両、資機材の調達、家畜の運搬、埋却処分作業	大津市におの浜 1 丁目 1-18 077-522-3232
NPO 法人コメリ災害対策センター	防疫資材の供給	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1 025-371-4185
日本液炭株式会社 関西支社	サイフォン式炭酸ガスボンベの供給	大阪市西区新町 1-16-1 太陽 日酸新町ビル 2F
株式会社セブンイレブン・ ジャパン	飲食料等の供給	東京都千代田区二番町 8 番地 8 03-6238-3734
一般社団法人滋賀県トラック協会	防疫資材等の輸送	守山市木浜町 2298-4 077-585-8080
一般社団法人滋賀県バス協会	作業者の輸送	守山市木浜町 2298-4 077-585-8333
一般社団法人滋賀県造園協会	消毒ポイントにおける消毒作業	大津市京町 3 丁目 1-3 逢坂ビル 3F 077-524-5128
滋賀県ペストコントロール協会	消毒ポイントにおける消毒作業	彦根市鳥居本町 425 有川製薬株式会社 0749-22-2201
中日本高速道路株式会社 (NEXCO 中日本)	消毒ポイント設置に伴う道路の占有、施設利用等	彦根市原町 714-1 彦根保全サービスセンター 0749-26-1941
西日本高速道路株式会社 (NEXCO 西日本)	消毒ポイント設置に伴う道路の占有、施設利用等	栗東市小野 758 滋賀高速道路事務所 077-552-2284
国土交通省滋賀国道事務所	消毒ポイント設置に伴う道路の占有、施設利用等	大津市竜が丘 4 番 5 号 077-523-1741
滋賀県森林組合連合会	移動式焼却の焼却用廃木材等	大津市におの浜四丁目 1-20 077-522-4658
滋賀県木材協会	移動式焼却の焼却用廃木材等	大津市におの浜四丁目 1-20 077-524-3827
有限会社 アニテック	防疫資材の供給	大津市一里山一丁目 16-11 077-547-2566
ミドリ安全滋賀株式会社	防疫資材の供給	栗東市下鉤 351 077-552-6461
株式会社 平和堂	飲食料等の供給	彦根市西今町 1 番地 0749-26-9616

参考資料 17

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

（1）次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※1
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：
ドライアイス〇〇kg 在中※2

※1 朱記すること。

※2 ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

（2）検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

（3）1容器当たりの内容量は、液体の場合は1, 000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

（4）郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

（5）国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

(6) 上記(5)の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

(注1) 航空機による輸送が行われる場合、航空法(昭和27年法律第231号)第86条、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条及び関係告示等による規制を受ける。

(注2、3) ラベルの様式は3のとおり。(受持郵便局に必要な分を請求)

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル(分類番号: 6. 2)



(2) 輸送許容物件表示ラベル(分類番号: 9)

